土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）	（略）	別表第二の一の項の下欄４、二の項の下欄４、三の項の下欄４及び四の項の下欄４	第三十四条
家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）			
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）		別表第三特定飼料の製造管理の方法の項の下欄第五号エ、特定飼料の品質管理の方法の項の下欄第二号ウ、亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウムの製造管理の方法の項の下欄第五号エ及び亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウムの品質管理の方法の項の下欄第二号ウ並びに別表第六配合飼料、とうもろこし・魚粉二種混合飼料、フィッシュソリュブル吸着飼料、魚粉、フェザーミールの製造管理の方法の項の下欄第四号エ及び配合飼料、とうもろこし・魚粉二種混合飼料、フィッシュソリュブル吸着飼料、魚粉、フェザーミールの品質管理の方法の項の下欄第二号ウ	
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）			
（略）	（略）	（略）	（略）
動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成六年農林水産省令第十八号）	（略）	（略）	（略）
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第二十三号）	第二十三条第五号及び第六号	（新設）	（新設）
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成七年農林水産省令第四十号）	第六条第二項（第三十一条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第一号及び第三号（これらの規定（同号イを除く。）を第三十一条第一項において準用する場合を含む。）、第二十八条第二号並びに第二十九条第三号	（新設）	（新設）

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）	（略）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成六年農林水産省令第十八号）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成七年農林水産省令第四十号）	第六条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）、第十八条第一号及び第三号（これらの規定を第三十一条において準用する場合を含む。）、第二十八条第二号並びに第二十九条第三号	（新設）	（新設）